

警察庁指定被疑者特別手配制度について（例規）

〔 最終改正 令和5. 2. 21 例規務第4号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

（概要）

この通達は、警察庁指定被疑者特別手配要綱が制定されたことに伴い、当府警察における特別手配について必要な事項を定めたもので、昭和47年3月24日から実施しています。

その内容は、

- 特別手配事務の主管課及び調整
- 特別手配捜査事務取扱責任者
- 特別手配要領
- 特別手配の解除要領

等です。